

四半期報告書

(第111期第2四半期)

株式会社 山梨中央銀行

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された中間監査報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【事業等のリスク】	4
2 【経営上の重要な契約等】	4
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	4
第3 【提出会社の状況】	16
1 【株式等の状況】	16
2 【役員の状況】	19
第4 【経理の状況】	20
1 【中間連結財務諸表】	21
2 【その他】	48
3 【中間財務諸表】	49
4 【その他】	62
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	63

中間監査報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年11月22日

【四半期会計期間】 第111期 第2四半期
(自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日)

【会社名】 株式会社 山梨中央銀行

【英訳名】 The Yamanashi Chuo Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役頭取 進 藤 中

【本店の所在の場所】 山梨県甲府市丸の内一丁目20番8号

【電話番号】 055(233)2111(大代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役経営企画部長 田 辺 公 久

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区鍛冶町一丁目6番10号
株式会社 山梨中央銀行東京支店

【電話番号】 03(3256)3131(大代表)

【事務連絡者氏名】 取締役東京支店長 荻 原 政 行

【縦覧に供する場所】 株式会社 山梨中央銀行東京支店
(東京都千代田区鍛冶町一丁目6番10号)
株式会社 東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間(連結)会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成23年度	平成24年度
		中間連結 会計期間	中間連結 会計期間	中間連結 会計期間	平成23年度	平成24年度
		(自 平成23年 4月1日 至 平成23年 9月30日)	(自 平成24年 4月1日 至 平成24年 9月30日)	(自 平成25年 4月1日 至 平成25年 9月30日)	(自 平成23年 4月1日 至 平成24年 3月31日)	(自 平成24年 4月1日 至 平成25年 3月31日)
連結経常収益	百万円	27,328	26,702	26,040	51,892	50,470
連結経常利益	百万円	6,110	4,871	6,592	9,606	10,912
連結中間純利益	百万円	3,457	2,261	4,496	—	—
連結当期純利益	百万円	—	—	—	7,323	6,362
連結中間包括利益	百万円	5,738	1,564	4,509	—	—
連結包括利益	百万円	—	—	—	14,708	23,393
連結純資産額	百万円	164,650	173,318	197,379	172,343	193,620
連結総資産額	百万円	2,809,050	2,894,414	2,992,346	2,890,741	3,028,916
1株当たり純資産額	円	906.32	964.32	1,117.02	959.53	1,093.22
1株当たり中間純利益金額	円	19.14	12.67	25.64	—	—
1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	40.68	35.69
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額	円	19.13	12.65	25.60	—	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	40.66	35.64
自己資本比率	%	5.82	5.94	6.54	5.92	6.34
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	146,321	△ 23,466	35,691	207,059	72,870
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△ 132,814	△ 18,707	△ 23,873	△ 181,424	△ 70,360
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△ 544	△ 628	△ 467	△ 1,821	△ 2,467
現金及び現金同等物 の中間期末残高	百万円	77,990	46,041	100,239	—	—
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円	—	—	—	88,844	88,889
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,708 [746]	1,718 [714]	1,716 [687]	1,679 [738]	1,688 [708]

(注) 1 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

3 「自己資本比率」は、((中間)期末純資産の部合計-(中間)期末新株予約権-(中間)期末少数株主持分)を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第109期中	第110期中	第111期中	第109期	第110期
決算年月		平成23年9月	平成24年9月	平成25年9月	平成24年3月	平成25年3月
経常収益	百万円	24,436	24,017	23,235	46,359	45,001
経常利益	百万円	5,551	4,448	5,914	8,749	9,929
中間純利益	百万円	3,197	2,060	4,029	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	6,965	5,870
資本金	百万円	15,400	15,400	15,400	15,400	15,400
発行済株式総数	千株	184,915	184,915	179,915	184,915	179,915
純資産額	百万円	162,850	171,050	194,054	170,356	190,902
総資産額	百万円	2,813,509	2,898,430	2,995,218	2,894,866	3,032,638
預金残高	百万円	2,391,566	2,498,400	2,565,281	2,464,317	2,547,699
貸出金残高	百万円	1,449,630	1,480,023	1,441,545	1,483,442	1,507,379
有価証券残高	百万円	1,228,468	1,296,286	1,395,660	1,280,983	1,373,459
1株当たり中間純利益金額	円	17.70	11.54	22.98	—	—
1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	38.69	32.93
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額	円	17.69	11.53	22.95	—	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	38.67	32.89
1株当たり配当額	円	3.50	3.00	3.00	7.00	6.00
自己資本比率	%	5.78	5.89	6.47	5.88	6.29
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,669 [717]	1,680 [688]	1,674 [662]	1,643 [710]	1,650 [683]

(注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 第109期(平成24年3月)の1株当たり配当額のうち1円(第109期中(平成23年9月)の1株当たり配当額のうち50銭)は創立70周年記念配当であります。

3 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「3 中間財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

4 「自己資本比率」は、((中間)期末純資産の部合計－(中間)期末新株予約権)を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当行及び当行の関係会社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間における、本四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生、又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当行グループ(当行及び連結子会社)が判断したものであります。

(1) 業績の状況

平成25年度第2四半期連結累計期間のわが国経済は、各種経済政策や日本銀行による金融緩和強化を受け輸出や生産が増加したほか、個人消費も消費マインドの改善が窺われるなか底堅く推移するなど、回復の動きが続きました。

この間の金融情勢をみますと、為替相場は総じて円安傾向で推移したほか、日経平均株価は振れを伴いつつも堅調に推移しました。

当行グループの主たる営業基盤である山梨県経済におきましても、機械工業を中心に生産が上向いたほか、設備投資も慎重姿勢が緩和するなど、持ち直しの動きが続きました。また、富士山の世界遺産登録に伴い、富士北麓地域を訪れる観光客が前年を上回るなどの賑わいもみられました。

当第2四半期連結累計期間の経営成績について、経常収益は、貸出金利息の減少などにより前年同期比6億61百万円減少し、260億40百万円となりました。

経常利益は、経常収益が前年同期比6億円減少したものの、経常費用が株式等売却損・償却の減少などにより同23億81百万円減少したことから、同17億20百万円増加し、65億92百万円となりました。

中間純利益は、減損損失の減少などにより前年同期比22億34百万円増加し、44億96百万円となりました。

主要勘定の増減については、預金は、個人・法人預金の増加等により平成25年3月末比178億円増加し、2兆5,647億円となりました。また譲渡性預金を含めた総預金は、同315億円増加し、2兆7,123億円となりました。

貸出金は、法人向貸出の減少等により平成25年3月末比657億円減少し、1兆4,341億円となりました。

有価証券は、同222億円増加し、1兆3,928億円となりました。

国内・国際業務部門別収支

当第2四半期連結累計期間の資金運用収支は、貸出金利息が減少したものの、有価証券利息配当金が増加したため、前年同期と同水準の165億48百万円となりました。

役務取引等収支は、証券関連業務手数料の増加などにより役務取引等収益は増加しましたが、役務取引等費用の増加により前年同期比13百万円減少し、27億47百万円となりました。

その他業務収支は、国債等債券売却益の減少などにより同9億51百万円減少し、8億94百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結累計期間	16,509	38	—	16,548
	当第2四半期連結累計期間	16,464	84	—	16,548
うち資金運用収益	前第2四半期連結累計期間	17,411	45	0	17,456
	当第2四半期連結累計期間	17,323	105	0	17,428
うち資金調達費用	前第2四半期連結累計期間	901	7	0	908
	当第2四半期連結累計期間	859	20	0	879
役務取引等収支	前第2四半期連結累計期間	2,738	22	—	2,761
	当第2四半期連結累計期間	2,725	22	—	2,747
うち役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	3,635	34	—	3,670
	当第2四半期連結累計期間	3,655	35	—	3,690
うち役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	897	11	—	909
	当第2四半期連結累計期間	929	12	—	942
その他業務収支	前第2四半期連結累計期間	1,782	62	—	1,845
	当第2四半期連結累計期間	792	101	—	894
うちその他業務収益	前第2四半期連結累計期間	4,715	62	—	4,778
	当第2四半期連結累計期間	3,147	101	—	3,249
うちその他業務費用	前第2四半期連結累計期間	2,933	—	—	2,933
	当第2四半期連結累計期間	2,355	—	—	2,355

(注) 1 「国内業務部門」は国内店の円建取引、「国際業務部門」は国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。

2 「相殺消去額(△)」は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借取引の利息であります。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

当第2四半期連結累計期間の役務取引等収益は、保険等の販売による代理業務手数料が減少したものの、投資信託等の販売による証券関連業務手数料の増加などにより、前年同期比19百万円増加し、36億90百万円となりました。

役務取引等費用は前年同期比33百万円増加し、9億42百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	3,635	34	3,670
	当第2四半期連結累計期間	3,655	35	3,690
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結累計期間	1,365	—	1,365
	当第2四半期連結累計期間	1,364	—	1,364
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	1,001	33	1,035
	当第2四半期連結累計期間	985	33	1,019
うち証券関連業務	前第2四半期連結累計期間	349	—	349
	当第2四半期連結累計期間	463	—	463
うち代理業務	前第2四半期連結累計期間	470	—	470
	当第2四半期連結累計期間	362	—	362
うち保護預り・貸金庫業務	前第2四半期連結累計期間	126	—	126
	当第2四半期連結累計期間	126	—	126
うち保証業務	前第2四半期連結累計期間	88	0	88
	当第2四半期連結累計期間	79	1	81
役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	897	11	909
	当第2四半期連結累計期間	929	12	942
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	354	11	365
	当第2四半期連結累計期間	358	11	370

(注) 1 「国内業務部門」は国内店の円建取引、「国際業務部門」は国内店の外貨建取引であります。

ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。

2 相殺消去額については、該当ありません。

国内・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第2四半期連結会計期間	2,491,078	6,774	2,497,852
	当第2四半期連結会計期間	2,555,027	9,704	2,564,731
うち流動性預金	前第2四半期連結会計期間	1,306,854	—	1,306,854
	当第2四半期連結会計期間	1,344,760	—	1,344,760
うち定期性預金	前第2四半期連結会計期間	1,173,705	—	1,173,705
	当第2四半期連結会計期間	1,199,719	—	1,199,719
うちその他	前第2四半期連結会計期間	10,518	6,774	17,292
	当第2四半期連結会計期間	10,546	9,704	20,250
譲渡性預金	前第2四半期連結会計期間	135,305	—	135,305
	当第2四半期連結会計期間	147,579	—	147,579
総合計	前第2四半期連結会計期間	2,626,383	6,774	2,633,158
	当第2四半期連結会計期間	2,702,606	9,704	2,712,310

(注) 1 「国内業務部門」は国内店の円建取引、「国際業務部門」は国内店の外貨建取引であります。

ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。

2 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

定期性預金＝定期預金

3 相殺消去額については、該当ありません。

国内・海外別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(末残・構成比)

業種別	前第2四半期連結会計期間		当第2四半期連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	1,471,738	100.00	1,434,164	100.00
製造業	161,074	10.95	164,645	11.48
農業、林業	1,753	0.12	1,807	0.13
漁業	32	0.00	14	0.00
鉱業、採石業、砂利採取業	2,105	0.14	2,056	0.14
建設業	37,819	2.57	37,348	2.60
電気・ガス・熱供給・水道業	29,038	1.97	27,645	1.93
情報通信業	20,597	1.40	14,145	0.99
運輸業、郵便業	72,848	4.95	67,679	4.72
卸売業、小売業	126,893	8.62	116,569	8.13
金融業、保険業	48,550	3.30	45,370	3.16
不動産業、物品賃貸業	180,594	12.27	168,798	11.77
その他のサービス業	170,242	11.57	150,337	10.48
国・地方公共団体	246,138	16.72	259,956	18.13
その他	374,048	25.42	377,790	26.34
海外及び特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	1,471,738	—	1,434,164	—

(注) 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)－(A)
業務粗利益	20,270	19,315	△ 955
経費(除く臨時処理分)	14,697	14,364	△ 333
人件費	7,962	7,790	△ 172
物件費	6,030	5,934	△ 96
税金	704	639	△ 65
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	5,572	4,950	△ 622
一般貸倒引当金繰入額	—	—	—
業務純益	5,572	4,950	△ 622
うち債券関係損益	1,482	513	△ 969
臨時損益	△ 1,124	963	2,087
株式等関係損益	△ 1,274	322	1,596
不良債権処理額	0	29	29
貸出金償却	—	5	5
個別貸倒引当金繰入額	—	—	—
債権売却損	0	23	23
その他	—	0	0
貸倒引当金戻入益	181	513	332
偶発損失引当金取崩益	25	47	22
償却債権取立益	1	1	0
その他臨時損益	△ 58	108	166
経常利益	4,448	5,914	1,466
特別損益	△ 582	△ 188	394
うち固定資産処分損益	△ 105	94	199
うち減損損失	469	283	△ 186
税引前中間純利益	3,865	5,726	1,861
法人税、住民税及び事業税	1,871	1,549	△ 322
法人税等調整額	△ 67	147	214
法人税等合計	1,804	1,696	△ 108
中間純利益	2,060	4,029	1,969

(注) 1 業務粗利益＝資金運用収支＋役務取引等収支＋その他業務収支

2 業務純益＝業務粗利益－経費(除く臨時処理分)－一般貸倒引当金繰入額

3 「臨時損益」とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

4 債券関係損益＝国債等債券売却益＋国債等債券償還益－国債等債券売却損－国債等債券償還損－国債等債券償却

5 株式等関係損益＝株式等売却益－株式等売却損－株式等償却

2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回 ①	1.23	1.19	△ 0.04
(イ)貸出金利回	1.55	1.43	△ 0.12
(ロ)有価証券利回	0.93	0.98	0.05
(2) 資金調達原価 ②	1.14	1.08	△ 0.06
(イ)預金等利回	0.06	0.06	0.00
(ロ)外部負債利回	0.10	0.10	0.00
(3) 総資金利鞘 ①-②	0.09	0.11	0.02

(注) 1 「国内業務部門」とは、国内店の円建取引であります。

2 「外部負債」=コールマネー+売渡手形+借入金

3 ROE(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	6.51	5.13	△ 1.38
業務純益ベース	6.51	5.13	△ 1.38
中間純利益ベース	2.40	4.17	1.77

4 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(末残)	2,498,400	2,565,281	66,881
預金(平残)	2,482,902	2,558,690	75,788
貸出金(末残)	1,480,023	1,441,545	△ 38,478
貸出金(平残)	1,463,762	1,467,627	3,865

(2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	1,879,296	1,931,503	52,207
法人	479,852	493,142	13,290
その他	139,252	140,636	1,384
計	2,498,400	2,565,281	66,881

(注) 1 譲渡性預金を除いております。

2 「その他」は、公金、金融機関等であります。

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
住宅ローン残高	360,339	366,012	5,673
その他ローン残高	16,334	14,991	△ 1,343
計	376,674	381,004	4,330

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	① 百万円	849,812	827,249	△ 22,563
総貸出金残高	② 百万円	1,480,023	1,441,545	△ 38,478
中小企業等貸出金比率	①/② %	57.41	57.38	△ 0.03
中小企業等貸出先件数	③ 件	63,416	62,223	△ 1,193
総貸出先件数	④ 件	63,785	62,594	△ 1,191
中小企業等貸出先件数比率	③/④ %	99.42	99.40	△ 0.02

(注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人)以下の企業等であります。

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

○ 支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	—	—	—	—
信用状	8	90	4	128
保証	1,377	5,880	1,196	5,433
計	1,385	5,971	1,200	5,561

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を、オペレーショナル・リスク相当額に係る額の算出においては、粗利益配分手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成24年9月30日	平成25年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	15,400	15,400
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	8,287	8,287
	利益剰余金	130,675	136,294
	自己株式(△)	2,485	1,792
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	535	526
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	為替換算調整勘定	—	—
	新株予約権	71	90
	連結子法人等の少数株主持分	1,158	1,418
	うち海外特別目的会社の発行する 優先出資証券	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合等により計上される 無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
	計 (A)	152,572	159,172
	補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)	—
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額		—	—
一般貸倒引当金		6,830	6,064
負債性資本調達手段等		—	—
うち永久劣後債務(注2)		—	—
うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)		—	—
計	6,830	6,064	
うち自己資本への算入額 (B)	5,903	5,885	
控除項目	控除項目(注4) (C)	111	95
自己資本額	(A)+(B)-(C) (D)	158,364	164,963
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	862,227	862,200
	オフ・バランス取引等項目	11,710	11,060
	信用リスク・アセットの額 (E)	873,937	873,260
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)	70,617	68,412
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	5,649	5,473
	計(E)+(F) (H)	944,555	941,673
連結自己資本比率(国内基準)=D/H×100(%)		16.76	17.51
(参考)Tier 1比率=A/H×100(%)		16.15	16.90

- (注) 1 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 2 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 3 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 4 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成24年9月30日	平成25年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	15,400	15,400
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	8,287	8,287
	その他資本剰余金	—	—
	利益準備金	9,405	9,405
	その他利益剰余金	120,171	125,033
	その他	—	—
	自己株式(△)	2,485	1,792
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	535	526
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	新株予約権	71	90
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合により計上される 無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
	計 (A)	150,315	155,898
	うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)	—	—
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	—	—
	一般貸倒引当金	3,103	2,878
	負債性資本調達手段等	—	—
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	—	—
	計	3,103	2,878
うち自己資本への算入額 (B)	3,103	2,878	
控除項目	控除項目(注4) (C)	—	—
自己資本額	(A)+(B)-(C) (D)	153,418	158,776
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	860,866	860,755
	オフ・バランス取引等項目	11,710	11,060
	信用リスク・アセットの額 (E)	872,577	871,815
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)	68,253	66,110
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	5,460	5,288
	計(E)+(F) (H)	940,830	937,926
単体自己資本比率(国内基準)=D/H×100(%)		16.30	16.92
(参考)Tier 1比率=A/H×100(%)		15.97	16.62

- (注) 1 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 2 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 3 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 4 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成24年9月30日	平成25年9月30日
	金額(百万円)	金額(百万円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	11,299	10,473
危険債権	39,053	36,842
要管理債権	2,700	3,026
正常債権	1,436,490	1,399,390

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況は、以下のとおりであります。

営業活動によるキャッシュ・フロー

借入金で842億円減少しましたが、貸出金が657億円減少し、預金・譲渡性預金が315億円増加したことなどから、356億円のキャッシュ・イン（前年同期は234億円のキャッシュ・アウト）となりました。

投資活動によるキャッシュ・フロー

有価証券の取得を2,332億円行いましたが、売却・償還が2,100億円あったことなどから、238億円のキャッシュ・アウト（前年同期は187億円のキャッシュ・アウト）となりました。

財務活動によるキャッシュ・フロー

配当金の支払などにより4億円のキャッシュ・アウト（前年同期は6億円のキャッシュ・アウト）となりました。

以上の結果、現金及び現金同等物の中間期末残高は1,002億円（平成25年3月末比113億円増加）となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当行グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じたものはありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	398,000,000
計	398,000,000

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成25年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年11月22日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	179,915,000	同左	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は1,000株であり ます。
計	179,915,000	同左	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

当行は、当第2四半期会計期間において、新株予約権を発行しております。当該新株予約権の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成25年6月27日
新株予約権の数(個)	1,024(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	102,400(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成25年7月30日～平成55年7月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 372 資本組入額 186
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株であります。
2. 新株予約権の割当日後に当行が普通株式の株式の分割または株式の併合を行う場合は、次の算式により付与株式数の調整を行うものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該株式の分割または株式の併合の時点で行使されていない新株予約権の目的である株式数について行われ、調整により生じる1株未満の端数株は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式の分割または株式の併合の比率}$$

また、割当日後に当行が合併、会社分割または株式交換を行う場合、その他付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、一括してのみ新株予約権を行使することができる。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうち配偶者または一親等の親族の1名(以下、「相続承継人」という。)のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な犯罪を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。
- ① 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
- ② 相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日まで当行所定の相続手続を完了しなければならない。
- ③ 相続承継人は、権利行使期間内かつ当行所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り、一括してのみ新株予約権を行使することができる。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当行が、合併(当行が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、会社法第236条第1項8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類および数
新株予約権の目的である株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)2に準じて決定する。
- (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的である株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (4) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
- (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- (7) 新株予約権の行使の条件
(注)3に準じて決定する。
- (8) 新株予約権の取得条項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当ありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当ありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年9月30日	—	179,915	—	15,400	—	8,287

(6) 【大株主の状況】

平成25年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	10,463	5.81
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	7,169	3.98
明治安田生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス 信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 (東京都中央区晴海一丁目8番12号 晴海アイランドトリトンスクエア オフィスタワーZ棟)	6,047	3.36
山梨中央銀行職員持株会	山梨県甲府市丸の内一丁目20番8号	5,793	3.21
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	3,591	1.99
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常任代理人 シティバンク銀行 株式会社)	388 GREENWICH STREET, NY, NY 10013, USA (東京都品川区東品川二丁目3番14号)	3,136	1.74
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	3,000	1.66
富国生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス 信託銀行株式会社)	東京都千代田区内幸町二丁目2番2号 (東京都中央区晴海一丁目8番12号 晴海アイランドトリトンスクエア オフィスタワーZ棟)	3,000	1.66
学校法人帝京大学	東京都板橋区加賀二丁目11番1号	2,977	1.65
富士急行株式会社	山梨県富士吉田市上吉田二丁目5番1号	2,657	1.47
計	—	47,834	26.58

(注) 1 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る株式数は、次のとおりです。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 10,463千株

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 3,591千株

2 当行は、平成25年9月30日現在、自己株式を4,564千株(2.53%)保有しておりますが、上記大株主から除外しております。

3 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループから、平成24年8月20日付で大量保有報告書の提出があり、平成24年8月13日付で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当行として当第2四半期会計期間末時点における所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況では考慮しておりません。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	7,169	3.88
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	1,759	0.95
三菱UFJ投信株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	390	0.21
計	—	9,318	5.04

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成25年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 4,564,000	—	単元株式数は1,000株であります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 174,026,000	174,026	同上
単元未満株式	普通株式 1,325,000	—	1単元(1,000株)未満の株式であります。
発行済株式総数	179,915,000	—	—
総株主の議決権	—	174,026	—

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当行所有の自己株式573株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成25年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社 山梨中央銀行	甲府市丸の内 一丁目20番8号	4,564,000	—	4,564,000	2.53
計	—	4,564,000	—	4,564,000	2.53

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

- 1 当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
- 2 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
- 3 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
- 4 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(自平成25年4月1日至平成25年9月30日)の中間連結財務諸表及び中間会計期間(自平成25年4月1日至平成25年9月30日)の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表】
 (1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
資産の部		
現金預け金	98,997	110,412
コールローン及び買入手形	15,902	11,863
買入金銭債権	10,796	11,048
商品有価証券	24	25
金銭の信託	311	—
有価証券	※1, ※8, ※12 1,370,563	※1, ※8, ※12 1,392,837
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※10 1,499,875	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※10 1,434,164
外国為替	※6 1,121	※6 994
その他資産	※8, ※9 15,043	※8, ※9 14,377
有形固定資産	※11 24,785	※11 24,082
無形固定資産	5,870	5,445
繰延税金資産	468	466
支払承諾見返	5,925	5,561
貸倒引当金	△20,768	△18,931
資産の部合計	3,028,916	2,992,346
負債の部		
預金	※8 2,546,917	※8 2,564,731
譲渡性預金	133,794	147,579
コールマネー及び売渡手形	752	2,443
債券貸借取引受入担保金	※8 —	※8 4,567
借入金	※8, ※9 105,826	※8, ※9 21,612
外国為替	108	222
その他負債	20,431	26,674
役員賞与引当金	45	23
退職給付引当金	7,680	7,702
役員退職慰労引当金	12	4
睡眠預金払戻損失引当金	275	294
偶発損失引当金	279	206
繰延税金負債	13,244	13,342
支払承諾	5,925	5,561
負債の部合計	2,835,296	2,794,967
純資産の部		
資本金	15,400	15,400
資本剰余金	8,287	8,287
利益剰余金	132,330	136,294
自己株式	△1,566	△1,792
株主資本合計	154,451	158,189
その他有価証券評価差額金	37,789	37,680
その他の包括利益累計額合計	37,789	37,680
新株予約権	71	90
少数株主持分	1,308	1,418
純資産の部合計	193,620	197,379
負債及び純資産の部合計	3,028,916	2,992,346

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】
【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月 30日)
経常収益	26,702	26,040
資金運用収益	17,456	17,428
(うち貸出金利息)	11,330	10,480
(うち有価証券利息配当金)	6,049	6,876
役務取引等収益	3,670	3,690
その他業務収益	4,778	3,249
その他経常収益	※1 796	※1 1,673
経常費用	21,830	19,448
資金調達費用	908	879
(うち預金利息)	801	772
役務取引等費用	909	942
その他業務費用	2,933	2,355
営業経費	15,312	14,902
その他経常費用	※2 1,766	※2 369
経常利益	4,871	6,592
特別利益	12	115
固定資産処分益	12	113
その他の特別利益	—	2
特別損失	595	302
減損損失	※3 469	※3 283
固定資産処分損	125	18
税金等調整前中間純利益	4,289	6,406
法人税、住民税及び事業税	1,980	1,656
法人税等調整額	△46	147
法人税等合計	1,934	1,803
少数株主損益調整前中間純利益	2,355	4,602
少数株主利益	94	106
中間純利益	2,261	4,496

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
少数株主損益調整前中間純利益	2,355	4,602
その他の包括利益	△790	△93
その他有価証券評価差額金	△790	△93
繰延ヘッジ損益	0	—
中間包括利益	1,564	4,509
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	1,475	4,387
少数株主に係る中間包括利益	89	121

(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月 30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	15,400	15,400
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	15,400	15,400
資本剰余金		
当期首残高	8,287	8,287
当中間期変動額		
自己株式の処分	△0	△4
利益剰余金から資本剰余金への振替	0	4
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	8,287	8,287
利益剰余金		
当期首残高	129,039	132,330
当中間期変動額		
剰余金の配当	△624	△527
利益剰余金から資本剰余金への振替	△0	△4
中間純利益	2,261	4,496
当中間期変動額合計	1,636	3,964
当中間期末残高	130,675	136,294
自己株式		
当期首残高	△2,483	△1,566
当中間期変動額		
自己株式の取得	△2	△249
自己株式の処分	0	23
当中間期変動額合計	△2	△225
当中間期末残高	△2,485	△1,792
株主資本合計		
当期首残高	150,243	154,451
当中間期変動額		
剰余金の配当	△624	△527
中間純利益	2,261	4,496
自己株式の取得	△2	△249
自己株式の処分	0	18
当中間期変動額合計	1,634	3,738
当中間期末残高	151,877	158,189

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	20,997	37,789
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△785	△108
当中間期変動額合計	△785	△108
当中間期末残高	20,211	37,680
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	△0	—
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	0	—
当中間期変動額合計	0	—
当中間期末残高	—	—
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	20,997	37,789
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△785	△108
当中間期変動額合計	△785	△108
当中間期末残高	20,211	37,680
新株予約権		
当期首残高	32	71
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	39	19
当中間期変動額合計	39	19
当中間期末残高	71	90
少数株主持分		
当期首残高	1,070	1,308
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	87	109
当中間期変動額合計	87	109
当中間期末残高	1,158	1,418
純資産合計		
当期首残高	172,343	193,620
当中間期変動額		
剰余金の配当	△624	△527
中間純利益	2,261	4,496
自己株式の取得	△2	△249
自己株式の処分	0	18
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△658	20
当中間期変動額合計	975	3,758
当中間期末残高	173,318	197,379

(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	4,289	6,406
減価償却費	1,619	1,561
減損損失	469	283
貸倒引当金の増減(△)	△586	△1,837
役員賞与引当金の増減額(△は減少)	△19	△22
退職給付引当金の増減額(△は減少)	130	22
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	0	△7
睡眠預金払戻損失引当金の増減(△)	64	18
偶発損失引当金の増減(△)	△33	△73
資金運用収益	△17,456	△17,428
資金調達費用	908	879
有価証券関係損益(△)	△207	△835
為替差損益(△は益)	158	△148
固定資産処分損益(△は益)	105	△94
貸出金の純増(△)減	3,172	65,711
預金の純増減(△)	34,051	17,814
譲渡性預金の純増減(△)	△1,548	13,784
借入金の純増減(△)	△33,098	△84,213
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減	31	△65
コールローン等の純増(△)減	△35,788	3,786
コールマネー等の純増減(△)	—	1,691
債券貸借取引受入担保金の純増減(△)	—	4,567
外国為替(資産)の純増(△)減	△1,223	127
外国為替(負債)の純増減(△)	63	113
資金運用による収入	18,885	19,552
資金調達による支出	△862	△777
その他	3,417	8,062
小計	△23,457	38,878
法人税等の支払額	△8	△3,187
営業活動によるキャッシュ・フロー	△23,466	35,691
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△188,118	△233,205
有価証券の売却による収入	123,938	122,876
有価証券の償還による収入	46,655	87,154
有形固定資産の取得による支出	△695	△310
有形固定資産の売却による収入	25	162
無形固定資産の取得による支出	△515	△551
無形固定資産の売却による収入	0	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△18,707	△23,873

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	△624	△527
少数株主への配当金の支払額	△1	△1
自己株式の取得による支出	△2	△3
自己株式の売却による収入	0	0
自己株式取得目的の金銭の信託の終了による収入	—	64
財務活動によるキャッシュ・フロー	△628	△467
現金及び現金同等物に係る換算差額	△0	0
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△42,803	11,349
現金及び現金同等物の期首残高	88,844	88,889
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 46,041	※1 100,239

【注記事項】

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 4社

山梨中央保証株式会社

山梨中銀リース株式会社

山梨中銀ディーシーカード株式会社

山梨中銀経営コンサルティング株式会社

(2) 非連結子会社 1社

やまなしベンチャー育成投資事業有限責任組合

非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連会社

該当ありません。

(3) 持分法非適用の非連結子会社 1社

やまなしベンチャー育成投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(4) 持分法非適用の関連会社

該当ありません。

3 連結子会社の中間決算日等に関する事項

すべての連結子会社の中間決算日は中間連結決算日と一致しております。

4 会計処理基準に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については原則として中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。ただし、その他有価証券のうち時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、主として定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年～50年

その他の有形固定資産 2年～20年

また、有形固定資産に計上した連結子会社所有のリース投資資産については、リース期間を償却年数とし、リース期間満了時の見積処分価額を残存価額とする定額法により償却しております。

② 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。

また、無形固定資産に計上した連結子会社所有のリース投資資産については、リース期間を償却年数とし、リース期間満了時の見積処分価額を残存価額とする定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。

なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

貸出条件緩和債権((中間連結貸借対照表関係) 4 参照)等を有する債務者及びその関連先に係る債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。

上記以外の債権(正常先債権及び要注意先債権のうちキャッシュ・フロー見積法を適用した債権を除いた債権)については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

連結子会社の貸倒引当金も、主として当行と同一の方法により計上しております。

(6) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は、次のとおりであります。

過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

(8) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金内規に基づく中間連結会計期間末現在の要支給額を計上しております。

(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

(10) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

(11) 外貨建の資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(12) リース取引の収益・費用の計上基準

(貸手側)

ファイナンス・リース取引に係る収益・費用の計上基準は、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。

繰延ヘッジの採用にあたっては、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段として指定し、当該ヘッジ手段の残存期間を通じて、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認しております。

(14) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(15) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。

(中間連結貸借対照表関係)

※1 非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
出資金	95百万円	95百万円

※2 貸出金のうち、破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
破綻先債権額	2,895百万円	3,209百万円
延滞債権額	48,053百万円	45,101百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
3カ月以上延滞債権額	一百万円	57百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
貸出条件緩和債権額	3,077百万円	2,969百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
合計額	54,026百万円	51,337百万円

なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
	7,079百万円	5,614百万円

※7 ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号)に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)計上額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
	3,002百万円	3,001百万円

※8 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	196,351百万円	225,417百万円
担保資産に対応する債務		
預金	22,549百万円	1,181百万円
債券貸借取引受入担保金	一百万円	4,567百万円
借入金	104,931百万円	19,258百万円
上記のほか、為替決済等の取引の担保等として、次のものを差し入れております。		

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
有価証券	68,085百万円	72,564百万円
また、その他資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。		

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
保証金	272百万円	270百万円

※9 未経過リース期間に係るリース契約債権(「その他資産」に含まれるリース投資資産とリース投資資産に係る受取利息相当額の合計額)を、一部の借入金の担保として次のとおり供しております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
リース契約債権	1,241百万円	1,063百万円
対応する債務		
借入金	895百万円	692百万円

※10 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
融資未実行残高	381,433百万円	378,139百万円
うち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なもの	366,453百万円	363,443百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※11 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
減価償却累計額	33,656百万円	33,623百万円

※12 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
	2,307百万円	1,789百万円

(中間連結損益計算書関係)

※1 「その他経常収益」には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
貸倒引当金戻入益	131百万円	750百万円
株式等売却益	309百万円	580百万円

※2 「その他経常費用」には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
株式等償却	983百万円	243百万円
株式等売却損	599百万円	15百万円

※3 以下の資産グループについて、地価の下落及び営業キャッシュ・フローの低下により帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

前中間連結会計期間(自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)

場所	用途	種類	減損損失額
山梨県内	営業用資産	土地及び無形固定資産	466百万円
	遊休資産	土地	2百万円
合計	—	—	469百万円

当中間連結会計期間(自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)

場所	用途	種類	減損損失額
山梨県内	営業用資産	土地及び建物等	282百万円
	遊休資産	土地	0百万円
合計	—	—	283百万円

資産のグルーピングの方法は、営業用資産は原則として営業店単位(ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位)、遊休資産は各々の資産単位としております。また本店、電算センター、社宅・寮等は共用資産としております。

回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方としており、正味売却価額による場合は不動産鑑定評価額等合理的に算定された価額から処分費用見込額を控除して算定し、使用価値による場合は将来キャッシュ・フローを1.6%(前中間連結会計期間1.5%)で割り引いて算定しております。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (千株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	184,915	—	—	184,915	
自己株式					
普通株式	6,453	6	0	6,459	(注)

(注) 当中間連結会計期間中の変動事由は、単元未満株式の買取請求による増加及び買増請求による減少であります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の 内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(千株)			当中間連結 会計期間末 残高 (百万円)	摘要	
			当連結会計 年度期首	当中間連結会計期間				当中間連結 会計期間末
				増加	減少			
当行	ストック・オ プションとし ての新株予約 権		—		71			
合 計			—		71			

3 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成24年6月28日 定時株主総会	普通株式	624	3.5	平成24年3月31日	平成24年6月29日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年11月13日 取締役会	普通株式	535	利益剰余金	3.0	平成24年9月30日	平成24年12月5日

当中間連結会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (千株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	179,915	—	—	179,915	
自己株式					
普通株式	4,067	557	59	4,564	(注)

(注) 1 当中間連結会計期間中の増加株式数の内訳は以下のとおりであります。

取締役会決議による自己株式の取得による増加 550千株

単元未満株式の買取請求による増加 7千株

2 当中間連結会計期間中の減少株式数は、ストック・オプションの権利行使による減少であります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の 内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(千株)			当中間連結 会計期間末 残高 (百万円)	摘要
			当連結会計 年度期首	当中間連結会計期間			
				増加	減少		
当行	ストック・オ プションとし ての新株予約 権			—		90	
合 計				—		90	

3 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	527	3.0	平成25年3月31日	平成25年6月28日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年11月12日 取締役会	普通株式	526	利益剰余金	3.0	平成25年9月30日	平成25年12月4日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
現金預け金勘定	46,144百万円	110,412百万円
日本銀行以外への預け金	△ 102百万円	△ 10,173百万円
現金及び現金同等物	46,041百万円	100,239百万円

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

(借手側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

1 リース資産の内容

(1) 有形固定資産

主として事務機器等であります。

(2) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

2 リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4 会計処理基準に関する事項」の「(4) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(貸手側)

1 リース投資資産の内訳

		前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
リース料債権部分	百万円	7,928	8,038
見積残存価額部分	百万円	—	—
受取利息相当額	百万円	△ 658	△ 655
リース投資資産	百万円	7,269	7,382

2 リース投資資産に係るリース料債権部分の(中間)連結会計年度(期間)末日後の回収予定額

		前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
1年以内	百万円	2,638	2,598
1年超2年以内	百万円	2,012	2,022
2年超3年以内	百万円	1,478	1,516
3年超4年以内	百万円	961	995
4年超5年以内	百万円	467	508
5年超	百万円	368	397
合計	百万円	7,928	8,038

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。

前連結会計年度(平成25年3月31日)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金預け金	98,997	98,997	—
(2) 商品有価証券			
売買目的有価証券	24	24	—
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	2,307	2,303	△ 4
その他有価証券	1,367,791	1,367,791	—
(4) 貸出金	1,499,875		
未収収益(貸出金利息)	1,138		
前受収益(貸出金利息及び保証料)(※1)	△ 1,056		
貸倒引当金(※2)	△ 20,210		
	1,479,747	1,499,284	19,537
資産計	2,948,868	2,968,401	19,532
(1) 預金	2,546,917		
未払費用(預金利息)	1,358		
	2,548,275	2,549,980	1,705
(2) 譲渡性預金	133,794		
未払費用(譲渡性預金利息)	71		
	133,866	133,894	27
(3) 借入金	105,826	105,832	6
負債計	2,787,968	2,789,707	1,738
デリバティブ取引(※3)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	23	23	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	23	23	—

(※1) 貸出金の前受利息及び保証業務を行っている連結子会社の前受保証料であります。

(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※3) その他資産又はその他負債に計上しているデリバティブ取引を一括して純額表示しております。なお、負債計上額が資産計上額を上回る項目については、()で表示しております。

当中間連結会計期間(平成25年9月30日)

	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金預け金	110,412	110,412	—
(2) 商品有価証券			
売買目的有価証券	25	25	—
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	1,782	1,774	△ 7
その他有価証券	1,390,541	1,390,541	—
(4) 貸出金	1,434,164		
未収収益(貸出金利息)	788		
前受収益(貸出金利息及び保証料)(※1)	△ 1,140		
貸倒引当金(※2)	△ 18,406		
	1,415,406	1,428,540	13,133
資産計	2,918,167	2,931,293	13,126
(1) 預金	2,564,731		
未払費用(預金利息)	1,507		
	2,566,239	2,567,674	1,435
(2) 譲渡性預金	147,579		
未払費用(譲渡性預金利息)	28		
	147,607	147,649	41
(3) 借入金	21,612	21,617	4
負債計	2,735,459	2,736,941	1,481
デリバティブ取引(※3)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(7)	(7)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	(7)	(7)	—

(※1) 貸出金の前受利息及び保証業務を行っている連結子会社の前受保証料であります。

(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※3) その他資産又はその他負債に計上しているデリバティブ取引を一括して純額表示しております。なお、負債計上額が資産計上額を上回る項目については、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は取得原価又は償却原価と近似していることから、当該価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は取得原価又は償却原価と近似していることから、当該価額を時価としております。

(2) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

非上場事業債券は、発行体の内部格付、期間に基づく区分ごとの見積将来キャッシュ・フローを、無リスクの利率に信用リスクや経費率等を反映させた利率で割り引いて時価を算出しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は取得原価又は償却原価と近似していることから、当該価額を時価としております。

固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとの見積将来キャッシュ・フローを、同様の新規貸出を行った場合に想定される利率若しくは無リスクの利率に信用リスクや経費率等を反映させた利率で割り引いて時価を算出しております。

なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は取得原価又は償却原価と近似していることから、当該価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日(連結決算日)における取得原価又は償却原価から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込期間及び金利条件等により、時価は取得原価又は償却原価と近似していることから、当該価額を時価としております。

負 債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日(連結決算日)に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、期間に基づく区分ごとの見積将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、当該借入金の元利金の合計額を、同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、通貨関連取引(為替予約)であり、インターバンク、ディーラー間市場等での気配値により時価を算出しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)計上額は次のとおりであり、金融商品の時価等に関する事項の「資産(3)有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
① 非上場株式(※1)(※2)	369	419
② 組合出資金(※1)(※3)	95	95
合計	464	514

(※1) 市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

(※2) その他有価証券に区分しており、前連結会計年度における減損処理は該当ありません。

その他有価証券に区分しており、当中間連結会計期間において0百万円減損処理を行っております。

(※3) 非連結子会社に該当する組合への出資金であります。

(有価証券関係)

※1 中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)の「有価証券」について記載しております。

※2 「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1 満期保有目的の債券

前連結会計年度(平成25年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	社債	1,586	1,591	5
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	社債	721	711	△9
合計		2,307	2,303	△4

当中間連結会計期間(平成25年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	社債	841	842	1
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	社債	941	931	△9
合計		1,782	1,774	△7

2 その他有価証券

前連結会計年度(平成25年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	56,877	33,223	23,653
	債券	1,254,887	1,228,906	25,980
	国債	825,713	813,161	12,552
	地方債	196,207	188,839	7,368
	社債	232,966	226,906	6,060
	その他	28,397	19,190	9,207
	小計	1,340,162	1,281,320	58,841
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株式	5,894	6,575	△680
	債券	14,815	14,851	△36
	国債	5,010	5,010	△0
	地方債	9,594	9,630	△35
	社債	210	211	△0
	その他	6,918	6,961	△43
	小計	27,628	28,388	△759
合計		1,367,791	1,309,708	58,082

(注) 上記には、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式(連結貸借対照表計上額及び取得原価369百万円)を含めておりません。

当中間連結会計期間(平成25年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計 上額が取得原価を超え るもの	株式	68,836	38,179	30,656
	債券	1,133,741	1,113,298	20,443
	国債	709,548	699,662	9,886
	地方債	203,354	197,456	5,897
	社債	220,838	216,179	4,658
	その他	49,381	40,773	8,608
	小計	1,251,959	1,192,252	59,707
中間連結貸借対照表計 上額が取得原価を超え ないもの	株式	4,394	4,855	△ 461
	債券	120,263	121,159	△ 896
	国債	102,939	103,674	△ 734
	地方債	16,172	16,325	△ 153
	社債	1,151	1,159	△ 7
	その他	13,923	14,333	△ 409
	小計	138,581	140,347	△ 1,766
合計		1,390,541	1,332,600	57,941

(注) 上記には、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式(中間連結貸借対照表計上額及び取得原価419百万円)を含めておりません。

3 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間(連結会計年度)の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。

前連結会計年度における減損処理額は該当ありません。

当中間連結会計期間における減損処理額は、249百万円(うち、株式242百万円、債券7百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断し、減損処理する基準は以下のとおりであります。

- ① 中間連結決算日(連結決算日)における当該有価証券の時価の取得原価に対する下落率が50%以上の銘柄については一律減損処理。
- ② 下落率が30%以上50%未満の銘柄については、過去1年間の時価水準を勘案したうえで、回復の可能性がない銘柄について減損処理。
- ③ 下落率が30%未満の銘柄については、発行者の財政状態等を勘案し、必要と認める場合に減損処理。

(金銭の信託関係)

1 運用目的の金銭の信託

該当ありません。

2 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

前連結会計年度(平成25年3月31日)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)	うち連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えるもの (百万円)	うち連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	311	311	—	—	—

当中間連結会計期間(平成25年9月30日)

該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度(平成25年3月31日現在)

	金額(百万円)
評価差額	58,082
その他有価証券	58,082
(△)繰延税金負債	20,288
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	37,793
(△)少数株主持分相当額	4
その他有価証券評価差額金	37,789

当中間連結会計期間(平成25年9月30日現在)

	金額(百万円)
評価差額	57,941
その他有価証券	57,941
(△)繰延税金負債	20,240
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	37,700
(△)少数株主持分相当額	19
その他有価証券評価差額金	37,680

(デリバティブ取引関係)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日(連結決算日)における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

該当ありません。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(平成25年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—	—
	為替予約				
	売建	329	—	△ 16	△ 16
	買建	377	—	40	40
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合 計	—	—	23	23

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

当中間連結会計期間(平成25年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—	—
	為替予約				
	売建	1,105	—	7	7
	買建	1,290	—	△ 15	△ 15
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
合 計	—	—	△ 7	△ 7	

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引

該当ありません。

(4) 債券関連取引

該当ありません。

(5) 商品関連取引

該当ありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

該当ありません。

(ストック・オプション等関係)

1 スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
営業経費	39百万円	37百万円

2 スtock・オプションの内容

前中間連結会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

	平成24年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行取締役(社外取締役を除く) 12名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注1)	普通株式 124,900株
付与日	平成24年7月30日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	平成24年7月31日～平成54年7月30日
権利行使価格(注2)	1円
付与日における公正な評価単価(注2)	314円

(注)1 株式数に換算して記載しております。

2 1株あたりに換算して記載しております。

当中間連結会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

	平成25年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行取締役(社外取締役を除く) 12名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注1)	普通株式 102,400株
付与日	平成25年7月29日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	平成25年7月30日～平成55年7月29日
権利行使価格(注2)	1円
付与日における公正な評価単価(注2)	371円

(注)1 株式数に換算して記載しております。

2 1株あたりに換算して記載しております。

(資産除去債務関係)

該当ありません。

(賃貸等不動産関係)

該当ありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当行グループは、報告セグメントが1つ(銀行業)であり、開示情報としての重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【関連情報】

前中間連結会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

1 サービスごとの情報

	貸出業務 (百万円)	有価証券投資 業務(百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
外部顧客に対する経常収益	11,897	8,697	6,107	26,702

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

1 サービスごとの情報

	貸出業務 (百万円)	有価証券投資 業務(百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
外部顧客に対する経常収益	11,653	8,412	5,974	26,040

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当行グループは、報告セグメントが1つ(銀行業)であり、開示情報としての重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当ありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当ありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

		前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
1株当たり純資産額	円	1,093.22	1,117.02

2 1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益金額	円	12.67	25.64
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	2,261	4,496
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る中間純利益	百万円	2,261	4,496
普通株式の期中平均株式数	千株	178,458	175,356
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円	12.65	25.60
(算定上の基礎)			
中間純利益調整額	百万円	—	—
普通株式増加数	千株	226	232
うち新株予約権	千株	226	232
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		—	—

2 【その他】

該当ありません。

3 【中間財務諸表】
 (1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
資産の部		
現金預け金	98,994	110,411
コールローン	15,902	11,863
買入金銭債権	8,871	9,037
商品有価証券	24	25
金銭の信託	311	—
有価証券	※1, ※8, ※11 1,373,459	※1, ※8, ※11 1,395,660
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※9 1,507,379	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※9 1,441,545
外国為替	※6 1,121	※6 994
その他資産	6,120	5,264
その他の資産	※8 6,120	※8 5,264
有形固定資産	※10 24,689	※10 23,984
無形固定資産	5,806	5,391
支払承諾見返	5,925	5,561
貸倒引当金	△15,969	△14,520
資産の部合計	3,032,638	2,995,218
負債の部		
預金	※8 2,547,699	※8 2,565,281
譲渡性預金	140,294	154,079
コールマネー	752	2,443
債券貸借取引受入担保金	※8 —	※8 4,567
借入金	※8 104,931	※8 20,919
外国為替	108	222
その他負債	20,497	26,543
未払法人税等	3,263	1,640
リース債務	1,738	1,466
その他の負債	15,495	23,436
役員賞与引当金	45	23
退職給付引当金	7,680	7,702
睡眠預金払戻損失引当金	275	294
偶発損失引当金	279	206
繰延税金負債	13,244	13,316
支払承諾	5,925	5,561
負債の部合計	2,841,735	2,801,163

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
純資産の部		
資本金	15,400	15,400
資本剰余金	8,287	8,287
資本準備金	8,287	8,287
利益剰余金	130,940	134,438
利益準備金	9,405	9,405
その他利益剰余金	121,535	125,033
固定資産圧縮積立金	109	123
固定資産圧縮特別勘定積立金	13	—
別途積立金	114,301	118,301
繰越利益剰余金	7,110	6,608
自己株式	△1,566	△1,792
株主資本合計	153,061	156,333
その他有価証券評価差額金	37,769	37,630
評価・換算差額等合計	37,769	37,630
新株予約権	71	90
純資産の部合計	190,902	194,054
負債及び純資産の部合計	3,032,638	2,995,218

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
経常収益	24,017	23,235
資金運用収益	17,498	17,457
(うち貸出金利息)	11,372	10,509
(うち有価証券利息配当金)	6,048	6,875
役務取引等収益	3,283	3,293
その他業務収益	2,378	1,043
その他経常収益	※1 857	※1 1,442
経常費用	19,569	17,321
資金調達費用	952	915
(うち預金利息)	801	772
役務取引等費用	1,104	1,137
その他業務費用	832	424
営業経費	※2 14,931	※2 14,492
その他経常費用	※3 1,748	※3 350
経常利益	4,448	5,914
特別利益	12	113
固定資産処分益	12	113
特別損失	595	302
減損損失	※4 469	※4 283
固定資産処分損	125	18
税引前中間純利益	3,865	5,726
法人税、住民税及び事業税	1,871	1,549
法人税等調整額	△67	147
法人税等合計	1,804	1,696
中間純利益	2,060	4,029

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月 30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	15,400	15,400
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	15,400	15,400
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	8,287	8,287
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	8,287	8,287
その他資本剰余金		
当期首残高	—	—
当中間期変動額		
自己株式の処分	△0	△4
利益剰余金から資本剰余金への振替	0	4
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	—	—
資本剰余金合計		
当期首残高	8,287	8,287
当中間期変動額		
自己株式の処分	△0	△4
利益剰余金から資本剰余金への振替	0	4
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	8,287	8,287
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	9,405	9,405
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	9,405	9,405
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金		
当期首残高	109	109
当中間期変動額		
固定資産圧縮積立金の積立	—	13
当中間期変動額合計	—	13
当中間期末残高	109	123

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月 30 日)	当中間会計期間 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 9 月 30 日)
固定資産圧縮特別勘定積立金		
当期首残高	—	13
当中間期変動額		
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩	—	△13
当中間期変動額合計	—	△13
当中間期末残高	—	—
別途積立金		
当期首残高	108,801	114,301
当中間期変動額		
別途積立金の積立	5,500	4,000
当中間期変動額合計	5,500	4,000
当中間期末残高	114,301	118,301
繰越利益剰余金		
当期首残高	9,824	7,110
当中間期変動額		
剰余金の配当	△624	△527
別途積立金の積立	△5,500	△4,000
利益剰余金から資本剰余金への振替	△0	△4
中間純利益	2,060	4,029
当中間期変動額合計	△4,063	△502
当中間期末残高	5,760	6,608
利益剰余金合計		
当期首残高	128,140	130,940
当中間期変動額		
剰余金の配当	△624	△527
利益剰余金から資本剰余金への振替	△0	△4
中間純利益	2,060	4,029
当中間期変動額合計	1,436	3,497
当中間期末残高	129,576	134,438
自己株式		
当期首残高	△2,483	△1,566
当中間期変動額		
自己株式の取得	△2	△249
自己株式の処分	0	23
当中間期変動額合計	△2	△225
当中間期末残高	△2,485	△1,792
株主資本合計		
当期首残高	149,344	153,061
当中間期変動額		
剰余金の配当	△624	△527

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
中間純利益	2,060	4,029
自己株式の取得	△2	△249
自己株式の処分	0	18
当中間期変動額合計	1,434	3,272
当中間期末残高	150,778	156,333
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	20,979	37,769
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△779	△139
当中間期変動額合計	△779	△139
当中間期末残高	20,199	37,630
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	△0	—
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	0	—
当中間期変動額合計	0	—
当中間期末残高	—	—
評価・換算差額等合計		
当期首残高	20,979	37,769
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△779	△139
当中間期変動額合計	△779	△139
当中間期末残高	20,199	37,630
新株予約権		
当期首残高	32	71
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	39	19
当中間期変動額合計	39	19
当中間期末残高	71	90
純資産合計		
当期首残高	170,356	190,902
当中間期変動額		
剰余金の配当	△624	△527
中間純利益	2,060	4,029
自己株式の取得	△2	△249
自己株式の処分	0	18
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△740	△120
当中間期変動額合計	694	3,151
当中間期末残高	171,050	194,054

【注記事項】

【重要な会計方針】

1 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

2 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。ただし、その他有価証券のうち時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、主として定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3年～50年
その他の有形固定資産	2年～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。

なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

貸出条件緩和債権((中間貸借対照表関係)4 参照)等を有する債務者及びその関連先に係る債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。

上記以外の債権(正常先債権及び要注意先債権のうちキャッシュ・フロー見積法を適用した債権を除いた債権)については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は、次のとおりであります。

過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

(5) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

6 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7 ヘッジ会計の方法

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。

繰延ヘッジの採用にあたっては、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段として指定し、当該ヘッジ手段の残存期間を通じて、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認しております。

8 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

(中間貸借対照表関係)

※1 関係会社の株式又は出資金の総額

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
株式	3,052百万円	3,052百万円
出資金	88百万円	87百万円

※2 貸出金のうち、破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
破綻先債権額	2,638百万円	2,973百万円
延滞債権額	47,053百万円	44,086百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
3カ月以上延滞債権額	一百万円	57百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
貸出条件緩和債権額	3,077百万円	2,969百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
合計額	52,770百万円	50,086百万円

なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
	7,079百万円	5,614百万円

※7 ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号)に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表(貸借対照表)計上額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
	3,002百万円	3,001百万円

※8 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	196,351百万円	225,417百万円
担保資産に対応する債務		
預金	22,549百万円	1,181百万円
債券貸借取引受入担保金	一百万円	4,567百万円
借入金	104,931百万円	19,258百万円
上記のほか、為替決済等の取引の担保等として次のものを差し入れております。		

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
有価証券	68,085百万円	72,564百万円
また、その他の資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。		

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
保証金	272百万円	270百万円

※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
融資未実行残高	317,105百万円	313,988百万円
うち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なもの	302,125百万円	299,291百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※10 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
減価償却累計額	33,535百万円	33,484百万円

※11 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
	2,307百万円	1,789百万円

(中間損益計算書関係)

※1 「その他経常収益」には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
株式等売却益	309百万円	580百万円
貸倒引当金戻入益	181百万円	513百万円

※2 減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
有形固定資産	689百万円	669百万円
無形固定資産	846百万円	861百万円

※3 「その他経常費用」には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
株式等償却	983百万円	243百万円
株式等売却損	599百万円	15百万円

※4 以下の資産グループについて、地価の下落及び営業キャッシュ・フローの低下により帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

前中間会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

場所	用途	種類	減損損失額
山梨県内	営業用資産	土地及び無形固定資産	466百万円
	遊休資産	土地	2百万円
合計	—	—	469百万円

当中間会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

場所	用途	種類	減損損失額
山梨県内	営業用資産	土地及び建物等	282百万円
	遊休資産	土地	0百万円
合計	—	—	283百万円

資産のグルーピングの方法は、営業用資産は原則として営業店単位(ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位)、遊休資産は各々の資産単位としております。また本店、電算センター、社宅・寮等は共用資産としております。

回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方としており、正味売却価額による場合は不動産鑑定評価額等合理的に算定された価額から処分費用見込額を控除して算定し、使用価値による場合は将来キャッシュ・フローを1.6%(前中間会計期間1.5%)で割り引いて算定しております。

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(千株)	当中間会計期間 増加株式数(千株)	当中間会計期間 減少株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)	摘要
自己株式					
普通株式	6,453	6	0	6,459	(注)

(注) 当中間会計期間中の変動事由は、単元未満株式の買取請求による増加及び買増請求による減少であります。

当中間会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(千株)	当中間会計期間 増加株式数(千株)	当中間会計期間 減少株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)	摘要
自己株式					
普通株式	4,067	557	59	4,564	(注)

(注) 1 当中間会計期間中の増加株式数の内訳は以下のとおりであります。

取締役会決議による自己株式の取得による増加 550千株

単元未満株式の買取請求による増加 7千株

2 当中間会計期間中の減少株式数は、ストック・オプションの権利行使による減少であります。

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

1 リース資産の内容

(1) 有形固定資産

主として事務機器等であります。

(2) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

2 リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「4 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

該当ありません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場の子会社株式及び関連会社株式の中間貸借対照表(貸借対照表)計上額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
子会社株式	3,141百万円	3,140百万円

(資産除去債務関係)

該当ありません。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益金額	円	11.54	22.98
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	2,060	4,029
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る中間純利益	百万円	2,060	4,029
普通株式の期中平均株式数	千株	178,458	175,356
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円	11.53	22.95
(算定上の基礎)			
中間純利益調整額	百万円	—	—
普通株式増加数	千株	226	232
うち新株予約権	千株	226	232
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		—	—

4 【その他】

中間配当

平成25年11月12日開催の取締役会において、第111期の中間配当につき次のとおり決議しました。

中間配当による配当金の総額 526百万円

1株当たりの金額 3円00銭

支払請求権の効力発生日及び支払開始日 平成25年12月4日

(注) 平成25年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、支払を行う。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成25年11月15日

株式会社 山梨中央銀行

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 園 生 裕 之 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴 木 順 二 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社山梨中央銀行の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社山梨中央銀行及び連結子会社の平成25年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成25年11月15日

株式会社 山梨中央銀行

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 園 生 裕 之 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 順 二 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社山梨中央銀行の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第111期事業年度の中間会計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社山梨中央銀行の平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年11月22日

【会社名】 株式会社 山梨中央銀行

【英訳名】 The Yamanashi Chuo Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役頭取 進 藤 中

【最高財務責任者の役職氏名】 ー

【本店の所在の場所】 山梨県甲府市丸の内一丁目20番8号

【縦覧に供する場所】 株式会社 山梨中央銀行東京支店
(東京都千代田区鍛冶町一丁目6番10号)

株式会社 東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行代表取締役頭取進藤中は、当行の第111期第2四半期(自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。